

※申請受付は3/10までです。お急ぎください。



生産資材など価格高騰の影響を受けている市内農業者の
経営継続・安定化の取組を支援します。

対象者

新型コロナウイルス感染症拡大等により、
生産資材等の価格高騰の影響を受けている農業者等

<農業者の主な要件>

- ① 水俣市内に住所を有し、今後も農業を継続する意思があること
 - ② 令和3年分の**税務申告**（法人は直前の決算年度分の税申告）をしていること
 - ③ 令和3年分の農産物販売金額が50万円以上（仕入れ販売金額をのぞく）、
または認定新規就農者
 - ④ 経営の改善・安定化の取組みに2項目以上取り組むこと
- (A.燃油高騰対策・省エネ対策、B.肥料コスト低減対策、C.飼料安定供給対策、
D.地産地消・六次産業化、E.収入保険・畜産経営安定化対策等、F.スマート農業・新技術導入)

支援金額

**直近年の農畜産物の売上高（仕入れ販売金額を除く）に
対して、100分の1を乗じて得た額（上限額50万円）
申請最終受付：令和5年3月10日（金）17時まで**

~~申請期間：令和5年2月28日（火）まで（当日消印有効）~~

所定の様式・添付書類を提出。必要書類が全てそろっている場合のみ受けま
すので、詳細は、裏面をご確認ください。

☆申請の際に必要なもの☆

- ①確定申告書（令和3年分）の控え、②印鑑、③本人確認証、④通帳
⑤市税について滞納のない証明書

留意点

- ・市の「畜産飼料価格高騰対策支援金」「燃料油等価格高騰対策補助金（経済観
光課所管）」と重複受給はできません。
- ・国、県の「肥料価格高騰対策補助金」と併用できます。

問い合わせ

※この支援金は、税務上、農業の事業収入として取り扱われます。

水俣市役所農林水産課 農業振興係 電話：61-1634

水俣市 農業資材等 価格高騰対策支援金 申請の流れ

1 次の方法で申請書様式を入手してください。

水俣市農林水産課窓口、JA あしきた水俣基幹支所、愛林館、葛彩館に申請書類を設置。
または、水俣市ホームページでもダウンロードできます。



2 次の必要書類等を準備してください。

	必要書類
1	水俣市農業資材等価格高騰対策支援金 交付申請書兼請求書 (様式第1号)
2	誓約書兼同意書 (様式第2号)
3	本人確認書類 (運転免許証等のコピー)、法人の場合、定款等
4	確定申告書 等 【青色申告の場合】令和3年分所得税青色申告書および決算書 (農業所得用) の控え 【白色申告の場合】令和3年分所得税白色申告書および収支内訳書 (農業所得用) の控え 【市県民税申告の場合】令和3年分 (4年度) 市県民税申告書および収支内訳書 (農業所得用) の控え 【法人の場合】直近年の事業年度の税申告で添付した決算書
5	市税について滞納のない証明書
6	口座確認書類 (申請者名義の通帳の写し) ※金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるようコピーしてください。 (通帳の表紙と、表紙を開いた1ページ目をコピー)
7	経営の改善・安定化のための取組項目にかかる書類等 ※2項目以上 (別紙チェックシート参照) (1) 燃油高騰対策・省エネ対策、(2) 肥料コスト低減対策、(3) 飼料安定供給対策、 (4) 地産地消・六次産業化、(5) 収入保険・畜産経営安定対策等、(6) スマート農業・新技術導入



3 必要書類がそろったら、市農林水産課へ持参もしくは郵送で提出ください。

※持参の場合は、印鑑、通帳、本人確認証 (運転免許証等) も持参ください。



4 書類等を確認の上、支援金をお振り込みします。

※内容について、お電話等で確認させていただく場合があります。